産育休代替教員の事前配置による子どもの学び継続事業

義務教育課 特別支援教育課

1 事業目的

年度途中における産育休代替教員の任用が困難である状況を踏まえ、年度初期に産育休を取得することが見込まれている教員の代替者を、4月の年度当初から配置することで、欠員の抑制及び子どもの学びの継続を図る。

2 現状・課題

- ・ 年度当初に就業先を決めている者が多いことから、年度途中における代替教員の確保が特に困難。
- ・ 代替教員の配置にあたり、事前に引継ぎの時間を確保できず、授業の進捗状況やクラスの問題点等を十分に引き継げないことによる子ども達への学びに停滞が生じている。
- ・ 産休予定者自身も、十分な引継ぎができず子ども達に迷惑をかけるのではないかとの懸念から、 引継準備等に不測の時間を要し、産休前の母体に負担をかけている。

3 事業内容

- ・ 5月から7月までに産育休を取得することが見込まれている教員の代替者を、年度当初から学校に配置する。
- 対象校種:小学校、中学校、特別支援学校(小学部・中学部)
- ・ 事前配置された代替教員の役割(例)

年度当初~産育休者休職前		産育休者休職後~
T・T 等の授業サポート	=	産育休代替教員として勤務
あらかじめ学級担任等を受け持つ		(学級担任等)

4 事業効果

- ・ 比較的代替教員を確保しやすい年度当初から教員を確保することで、年度途中における欠員を抑制することができる。
- ・ 事前配置による引継ぎ時間の確保や代替教員が実際の学校現場に身を置くことで、量・質ともに 十分な引継ぎを行うことが可能となり、子どもの学びが継続できる。
- ・ 産育休予定者の負担軽減・母体保護、休職することへの心理的不安を和らげることができる。

5 令和5年度予算額 1,988万6千円

学校種	配置人数 (定数)
小学校・中学校・義務教育学校	3
特別支援学校(小・中学部)	1
合 計	4

※実際の配置人数は、4人×12月=48月分の中で、1人あたりの事前配置期間に基づき決定(例えば6月1日に産育休を取得する場合、事前配置期間は4月~5月の2月分となり、同条件であれば、48月÷2月で24人の配置が可能となる)。